

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の制定により民間労働法制においては時間外労働の上限規制等が導入されたこと及び国家公務員についても所要の措置が講じられることなどを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。